

別表（第2条関係）

非違行為の種類			免職	停職	減給	戒告
一般服 務	欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合			○	○
		正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		○	○	
		正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	○	○		
	早退・遅刻	勤務時間の始めまたは終わりに繰り返し勤務を欠いた場合			○	○
	休暇の虚偽申請	療養休暇、特別休暇等について虚偽の申請をした場合			○	○
	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して勤務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
	職務怠慢・注意義務違反	職務の怠慢または注意の欠如により、業務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
	職場内秩序びん乱	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		○	○	
		他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			○	○
	職務上の命令違反	正当な理由なく上司の命令に従わない場合		○	○	○
	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合		○	○	
	公文書の偽造	文書を不正に作成し、使用した場合	○	○		
	不適正な事務処理	事務処理に適正さを欠き、業務の運営に重大な支障を与え、または市民等に重大な損害を与えた場合		○	○	○
	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
	個人情報の外部提供違反	個人情報を不正に外部提供し、個人の権利利益を不当に侵害した場合	○	○	○	
	個人情報の収集制限違反	当該事務以外の目的で個人情報等収集し、個人の権利利益を不当に侵害した場合	○	○	○	
	個人情報の目的外利用	個人情報を当該事務以外の目的で使用し、個人の権利利益を不当に侵害した場合		○	○	○
	個人情報保護義務違反	個人情報のデータ改ざん等不適切な情報処理等により個人の人格的利益を著しく侵害した場合		○	○	○
	収賄	賄賂を収受した場合	○			
	セクシャル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	○	○		
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合		○	○	
		わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	○	○		
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			○	○
金銭物 品取扱	横領	金銭または物品（本会が構成員となっていることや、本会から補助金等が交付されているなど、本会と密接な関連を有する関係団体の財産を含む。以下同じ。）を横領した場合	○			

業務外 非行	窃取	金銭または物品を窃取した場合	○			
	詐取	人を欺いて金銭または物品を交付させた場合	○			
	紛失	金銭または物品を紛失した場合			○	○
	盗難	重大な過失により金銭または物品の盗難にあった場合				○
	物品損壊	故意に職場において物品を損壊した場合			○	○
	出火・爆発	過失により職場において出火、爆発を引き起こした場合				○
	諸給与の違法支払・不適正受給	故意に規程等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、または虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合			○	○
	金銭物品処理不適正	自己保管中の金銭の流用等金銭または物品の不適正な処理をした場合		○	○	○
	放火	放火をした場合	○			
	殺人	人を殺した場合	○			
	傷害	人の身体を傷害した場合		○	○	
	暴行・けんか	暴行を加え、またはけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合			○	○
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			○	○
	横領	他人の物（金銭及び物品を除く。）を横領した場合	○	○		
	窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	○	○		
		暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	○			
	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、または人を恐喝して財物を交付させた場合	○	○		
	賭博	賭博をした場合			○	○
		常習として賭博をした場合		○		
	麻薬・覚せい剤等の所持または使用	麻薬・覚せい剤等を所持または使用した場合	○			
	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をした場合			○	○
	淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を代償として供与し、または供与することを約束して淫行をした場合		○	○	
	痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした場合		○	○	
交通事 故・交 通法規 違反	人を死亡させた 場合	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等	○	○		
		速度違反	○			
		措置義務違反	○			
		信号無視	○			
		その他過失	○	○		
	人に1ヶ月以上の 傷害を与えた とき	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等	○	○		
		速度違反	○	○		
		措置義務違反	○	○		
		信号無視	○	○		
		その他過失		○	○	○
	人に1ヶ月未満 の傷害を与えた とき	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等	○	○		

	物を損壊し、損害を与えた場合	速度違反		○	○	
		措置義務違反	○	○	○	
		信号無視		○	○	
		その他過失			○	○
		酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○			
		無免許運転	○			
		過労運転等		○	○	
		速度違反		○	○	
		措置義務違反	○	○	○	
		信号無視		○	○	
		その他過失			○	○
	交通法規違反	酒酔い運転	○			
		酒気帯び運転	○	○		
		無免許運転	○	○		
		過労運転等		○	○	
		その他の違反の累積により免許取消しまたは免許の効力の停止処分となった場合			○	○
	同乗者	酒酔い運転に係る自動車と知って同乗していたとき	○			
		酒気帯び運転に係る自動車と知って同乗していたとき	○	○		
ネットワーク利用	不正アクセス	他人のパスワードを使用し、またはコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システムまたは情報資産等の破壊若しくは改ざんを行いまたは情報を漏えいさせた場合	○	○		
		他人のパスワードを使用し、またはコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスした場合		○	○	
	不正アクセスほう助	ネットワーク管理者またはパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合		○	○	
	ウイルス・不正プログラム等の利用	ウイルスまたは不正なプログラム等を利用してシステムまたは情報資産等を損壊させた場合	○	○	○	○
		ウイルスまたは不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合		○	○	○
管理監督者・関係職員	管理監督責任	所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認した場合		○	○	○
		所属職員が懲戒処分を受けることに関し、管理監督者として指揮監督に適正を欠いていた場合			○	○
	関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、または当該非違行為をほう助したと認められる場合		○	○	○
		職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、これを黙認し、または当該職員とともに非違行為の全部または一部を行った場合		○	○	○